

定例総会 会議録

令和元年 11 月

令和元年 11 月 8 日(金)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 令和元年 11 月 8 日(金)
開 会 午前 9 時 30 分、閉 会 午前 9 時 47 分
場 所 宮津市役所 第 5 会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 掲司、
中嶋 道博、市田 嘉則、藤井 忠、宮崎 強、吉田 進、
小嶋 保徳、石田 弘司 12 名

欠席 尾関 孝正、古橋 隆三 2 名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、柘田 益一、糸井 久和、
田中 茂嗣、溝口 喜順、品川 泰志、荻野 有信 9 名

欠席 和田 隆 1 名

合計 出席 21 名、欠席 3 名

事務局 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第 22 号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第 3 議案第 23 号 農用地利用集積計画（利用件設定）の決定に
ついて
- 日程第 4 議案第 24 号 令和元年度 農地等の利用の最適化に関する
施策についての意見書

[藤井会長] おはようございます。ただ今から令和元年11月総会を開催いたします。このところ台風19号、続いて20号、21号が度重なる被害がでております。ただ、宮津は被害に遭うことなく済みましたが、全国の災害に対して心からお見舞いを申し上げます。これからも大きな災害が来るということを常に準備をしていきたいと考えております。

それでは早速ですが、本題に移らさせていただきます。本日の出席委員は、24名中21名です。欠席は、尾関委員、古橋委員、和田委員の3名です。農業委員の出席者は過半数を満たしておりますので、よって、総会は成立しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名をします。関野委員、市田委員よろしく申し上げます。

[藤井会長] 次に、日程第2 議案第22号 非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。

事務局より提案説明をお願いいたします。

[小山主査] お手元の資料3ページをお願いします。

議案第22号です。「非農地証明交付申請の承認について」、下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。6件ございます。

1番、大字小松※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※様、非農地の事由につきましては、昭和18年以降から耕作をされていません。

2番です。大字中津※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※様、非農地の事由につきましては、昭和55年以降から耕作をされていません。

3番です。大字上司※※番、登記簿地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※様、東京都にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成13年頃以降から耕作をされていません。

4ページをお願いいたします。

4番です。大字江尻※※番ほか1筆、計2筆です。登記簿地目はいずれも田、面積は2筆合わせまして※※㎡です。所有者は※※様、宇治市にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成3年頃以降から耕作をされていません。

5番です。大字大垣※※番ほか2筆、計3筆です。登記簿地目はいずれも田、面積は3筆合わせまして※※㎡です。所有者は※※様、非農地の事由につきましては、平成3年頃以降から耕作をされていません。

6番です。大字波路※※番ほか2筆、計3筆です。登記簿地目はいずれも畑、面積は3筆合わせまして※※㎡です。所有者は※※様ほか1名、非農地の事由

につきましては、昭和40年以降から耕作をされていません。本申請は共有者である※※様からの申請となっております。

具体の場所につきましては5ページから9ページにかけて地図を付けさせていただいております。5ページが1番小松の案件、6ページが2番中津の案件、7ページが3番上司の案件、8ページが4番及び5番の案件、9ページが6番の案件の現地地図となっております。

また10ページから11ページにかけて現地の写真を掲載いたしております。一番上、左側の写真が1番小松の案件に係る現地写真、その右側が2番中津の案件に係る現地写真、中段左側の写真が3番上司の案件に係る現地写真、中段右側の写真と下段左側の写真が4番中野ほか1筆の案件の現地写真となっております。10ページ一番下右側の写真が5番の案件、引き続きまして11ページ上段の2枚の写真が5番の案件の現地写真となっております。中段以降の3枚の写真が6番波路の案件の現地写真となっておりますので御確認をお願いいたします。

それから、2番の案件につきましては、本申請地は中津ですが、こちら農用地となっております。現地写真は6ページの方で御確認をいただけます。こちらの方につきましては、宅地課税がされていることと、現況から明らかに農地性を有しないことから議案に含めさせていただいております。また4番と5番の案件、江尻、難波野、大垣、地番ですが、こちらにつきましては近年断続的に非農地証明の交付申請が出されている湿地帯の中にある農地となっております。

議案第22号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の事務局の説明に関連し、担当委員より補足説明よろしくお願いたします。1番、4番、5番については宮崎職務代理、2番と3番については中嶋委員、6番については内方委員、よろしくお願いたします。

〔宮崎職務代理者〕 10ページの写真を見ていただけますか。非農地の1番のところ小松の93-2番。ここに小屋が建っています。この小屋を含めて後側が農地になっています。昔はこの後側の農地で作っていたと思いますが、今は荒れていまして、この部分で既に非農地です。

4番、5番の案件ですが、住所が中野、大垣とこちらへんは入り混じっています。毎回非農地で上がってきております。8ページ見ていただければここ一帯が全部葦の野原になっています。近くでありながらここは全部江尻とか難波野とか中野とかありますが、そこも非農地としてやむを得ないと考えておりま

す。10 ページの写真と、それから 11 ページの上から 2 つの非農地ですが、こ
こもやむを得ないと考えております。以上です。

〔藤井会長〕 そうしましたら 2 番と 3 番についてお願いいたします。

〔中嶋委員〕 まず最初ですが、2 番の字中津の分でございますが、6 ページを見
ていただきたいと思えます。ちょうど護岸の後側ですのでほとんど農地らしい
所はございません。議案のとおり 6.61 m²でございますのでほとんど農業的なこ
とは使っていないとのことですので、これは非農地やむを得なしというふうに感
じております。

それから 3 番の上司の物件ですが、10 ページの中段の左側でございますが、
青く草が生えているところにつきましては過日、非農地証明を発行させていた
だきましたところでございます。今回は更地になっているところを非農地にと
いうことで、周辺は農業をしておりませんので、非農地証明を発行いたしまし
ても何ら問題ないということです。以上です。

〔藤井会長〕 引き続き 6 番、内方委員お願いいたします。

〔内方委員〕 該当する場所ですが、11 ページの写真の方見ていただいております。
現地の東側が竹が凄く茂ってまして半
日ほど日当たりも悪いので、農地としてもどうかという感じだと思えますの
で非農地化もやむを得ないと思っております。以上です。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。6 件まとめて御意見、御質問を受けます。
これより、議案第 22 号について質疑に入ります。なにか御意見、御質問ござ
いましたらよろしくお願いいたします。

(意見なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第 22 号につきまして、証明してよろしいか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 それでは、議案第 22 号については、証明書を交付します。

次に、日程第 3 議案第 23 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定に
ついてを議題とします。

お手元にごございます配付資料にありますとおり、議案第 23 号の当事者である宮崎職務代理は、ここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

それでは議案第 23 号について、事務局より提案説明をお願いいたします。

〔小山主査〕 資料の 12 ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画（利用権設定）について議決を求めます。

12 ページから 15 ページに掛けまして 8 件提出がございました。いずれも※※様による利用権設定となっております。いずれの筆につきましても、使用貸借となっております。また、いずれの筆も貸借期間は 10 年間ですが、4 月からの経過期間を差し引きました 9 年 5 か月ということで全て統一しております。簡単ではございますが、議案第 23 号の説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔藤井会長〕 これより、議案第 23 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 特に御意見ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第 23 号については、決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第 23 号については、決定します。

宮崎職務代理は再入室いただきますようお願いいたします。

次に、日程第 4 議案第 24 号 令和元年度農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書についてを議題とします。

事務局より、提案説明をお願いいたします。

〔小西事務局長〕 議案 24 号でございます。お手元の資料 16 ページをご覧ください。令和元年度農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書でございます。先月、建議等専門委員会を小嶋委員長の下、委員の皆さんにお集まりい

ただきまして、10月8日に第1回の建議委員会をお世話になり、また11月1日に第2回目の建議委員会をお世話になっております。本年度の意見書に基づきまして11月18日(月)朝9時半から11時の間に市長と、農業委員会側としましては、会長、職務代理者、推進委員代表、副代表と4名の方で意見交換をお世話になるということで設定をさせていただいております。本日議案として意見書を案をお示しをさせていただいておりますので御確認をいただきたいと思ひます。

17ページを御覧ください。最初に訂正をさせていただきたいと思ひます。3点ございます。17ページの中ほどでございますが、文言をちょっと変えたほうがいいかなと思ひておひまして、ここで本市の農業はという17ページ中段でございますが、そのくだりの部分なのですが、その部分のくだりにつきまして、「市民生活の食の源であるという」ところと、「水稻を中心とした」という部分を削除させていただきたく考へておひまして、ここの言い回しとしましては、「本市の農業は水稻を中心に市民生活の食料基盤を担う一方で、」ということにさせていただきたいと思ひます。もう一度申し上げます。「本市の農業は水稻を中心に市民生活の食料基盤を担う一方で、」という形で改めさせていただきたいと思ひます。

それから2点目ですが、そこから5行程下がっていただいたところに、「複次的な効果をもたらすことから」というくだりがござひまして、その最後に、「農地を明確化し、集約・集積化」とあるのですが、農林水産省の方では「集積・集約化」と言っておりますので、「集積・集約化」と改めさせていただきたいと思ひておひます。同じく、3ページの2のところにも2つ目の項目のところで、「集約・集積化」としておひまして、これを「集積・集約化」ということで訂正をお願いしたいと思ひておひます。

まず17ページの方でございますが、会長から市長へ対しての意見ということで挨拶文のような形で文書を付けさせていただいております。現在取り巻く状況等踏まえまして、今後の持続可能な農業をしていく上で、宮津市にとって必要なものは何かというところで意見交換をさせていただきたいという内容になってございます。また、この部分につきましては何かございましたら御意見をいただきたいというふうに思ひておひます。

中面でございますが、18ページのところでございます。昨年の意見書と比べてどのようになっているかというところで説明をさせていただきたいと思ひますけれども、基本的には昨年のもを肉付けしておひます。29年度の分につきましてははかなり要望書の内容に近いものでして、たくさんの項目がありました。それを昨年度、4つの項目に絞りこまれましてシンプルにされた上で短時間の意見交換ということで項目で内容を説明されておられたという

ことで本年度におきましては昨年度のものに肉付けをした形で御提案をするということでございます。

大きく分けまして、基本的に昨年度のものが4項目あったものに新たに19ページの5番のところに地図データの整備についてという項目1つ新しく加えた形になっております。

細かい内容につきましては一番最初1のところから担い手対策ということで掲げさせていただいております、上から順番に説明させていただきますけれども、まず1点目、集落営農や法人化など営農組織の強化に向けた指導及び支援ということで、ここにつきましては営農組織の強化ということで今週に入りましてからプランの関係でいろんな地区でお話し合いさせていただいておりますが、担い手ということでは個人では対応が出来ないというところで営農組織の強化といったあたりに対する指導なり、支援をお願いしたいということで記載をさせていただいております。

それから2点目につきましては、新しい項目で入れさせていただいておりますが、経営診断、経営相談こういったものが無いと農業をやってもよく赤字だということがございます。そういった経営的な技術的な部分での支援というのが必要だと思っておりますし、また、農業の経営の効率化といったあたりですとか、収益、儲かる農業ということで高収益化ということで記載をさせていただいております。

3点目は、新規就農というところが昨年まであったんですがそれに加えまして中核担い手であります認定農業者、こちらに対しての支援拡充といったことも加えさせていただいたということでございます。

それから1つ飛ばしていただいて、次に農業関係人口、担い手ということで退職された方が農業に就農していただけるような体制への支援ですとか、スマート農業といったあたりも今話としては出てきているということでございますし、更には集落営農イノベーション事業ということで、これは何かと申し上げますと、いわゆる市外の農業法人にこちらに来て法人経営をして農業をやっていただくということでございます。これも、過日丹後ブロックの会長会議でも経営者の方に3名ほど来ていただきましてお話を聞かせていただきました。京都市内のこと京都さんというところがございますが、九条葱中心に10億円近い売り上げを上げておられる法人もございまして、やはりそういった面積がまとまればこちらの方にも来たいという事業者もあると聞いておりますのでそういうイノベーションに向けた準備というのも入れさせていただいております。

それから最後、定住施策というところで農業と定住というところで、しっかりと連携をしていくべきであろうということで意見を入れさせていた

だいております。

それから2点目につきましては、遊休農地の発生、解消に向けた対策ということでこちらにつきましては、まず1点目、委員の皆さんからたくさん意見をいただいておりますし、今年の地区連絡会議などに行かせていただいても、中山間の事業が5年見直しの年に当たる時期だということで、こちらの方が無くなってしまえば集落は維持できないということです。これについてはしっかりと拡充も含めましてお願いをしていきたいということで記載をさせていただいております。

それから2点目は、中間管理事業の項目でございます。こちらについても中間管理事業していただくことで出し手さんと借り手さんの円滑な農業経営が出来るということで、受皿となります作り手さん側の立場に立って中間管理事業の導入を地域でしていただくということ。波路の方でもあったのですが作り手さんの方が実際土地の所有者が亡くなった場合に自分で探さないといけないという事例。自分で誰がその家の相続人になられたのかということが分からないのですが、それが中間管理事業を通しますと中間管理事業で手続をしていただいて、作る側は借りるだけの手続ということでそこがスムーズになるという話もございました。この中間管理事業、宮津市ではまだまだ浸透が出来ていないというところできっかりと浸透を一緒になってしていかないといけないのかなというふうに思っております。

それから3つ目は、災害復旧というところでございます。こちらにつきましてはよく話としてありますのは単なる復旧ではいけないということで本当にその水路なり圃場が耕作するのに適した形での耕地になっているのかということで単なる現状復旧では無くて改良も見据えてやっていただきたいということと受益者負担の軽減ということでございます。

4点目につきましては、小規模農地ということで農振農用地以外の農地については切り捨てなのかという話もございまして、宮津にあった農業経営ということではこういった小さな畑地ですとか、そういったのが非常に重要だということでそこを維持していくための環境整備に対する支援をお願いしたいということで新しく入れさせていただいております。

それから大きな3番のところでございます。産地づくり対策や農産物の消費拡大についてということで、ここも非常に重要な項目でございますけれども基本的には昨年と同じ内容になっております。これに加えまして新たに3つ目の項目のところ宮津産農産物の販路拡大に向けたPR強化と流通体制の確立ということでしっかりと売っていく道筋をつけていただきたいということでこちらの方が弱いのではないかとということから、流通体制の確立を入れさせていただいております。

それから19ページでございますが、獣害対策ということでこちらについてはたくさん意見は出ていましたが、項目の整理としては同じ形になっております。

それから最後5点目でございますが、農地地図データの整備ということでこちらは事務的なお話でもありますが現在利用状況調査を見ていただきましても地図につきましては、平成15年に作成した地図ということでそれ以降更新がなされておりません。予算的な部分もございまして一方で他の市町村はどうかということになりますと、税の方で住宅以外の土地を含めたシステムを持っております。悲しいことに宮津市は宅地しかなぜか無いということでこれに他の農地を加えていただきますとシステムが出来るのですが、これをしていこうと思えば1千万の費用がかかるということで、これは長年対応が出来てなかったということが課題ではありますけれども、現在、農業新聞の中でもつくば市の事例を見られたと思っておりますが、今は、もう利用状況調査に行く最先端のところについてはパッドを持って行かれるということで、パッドを持って行って立っているところが誰の農地かすぐ分かるというようなことで、その境界等も分かるということがありまして、こういったことが京力農場プランをやっていく上でも階層別土地所有者の色分けをした時にきちんと境界も含めた航空写真で色分けが出来るということで、今エクセルでやらせてもらっていますが非常に事務的にも円滑に出来るのではないかと。更には京都府のGISということで地図システムが皆さん御家庭のパソコンで今御確認いただけるのですがこういった形で連携をしていきますとピン情報でどこが自分の土地かというのがすぐに分かるということがあって、検索も出来るということでございましてこういったものが無いと土地の流動化というのは、行政書士さんや司法書士さんとかありますが円滑に出来ないということもございましてこういった大きな流れが府の方でもございまして、そこにリンクする上の基盤が今宮津には無いということで10万~30万の費用でデータを持っていればリンクが出来るというところまで農業会議さんでやっていただいておりますが、宮津はそこに基盤が無いのでリンクが出来ないということから協力員さんとか農業委員さんとも非常に自分の農地がどこか分からんということがよくあって、そういったことで御迷惑を掛けています。この整備については複数年でもいいので対応をしていかないと宮津だけが取り残されるということで行政サービスがしっかり出来ないということではよろしくないのをごこについては一定御意見をいただきたいということで御提案をさせていただいております。

以上5点について今年度の最適化の施策についての政策連携会議の意見書という形で御提案をさせていただきたいというふうに思います。御審議を賜

りますようよろしくお願いいたします。

〔藤井会長〕 どうもありがとうございました。日程第4 議案第24号 令和元年度農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書についてを議題とします。今局長から説明がありました。これについて御意見、質問ありましたらよろしくお願いいたします。

〔柘田委員〕 遊休農地発生防止、解消に向けての対策についての中で、先ほどの説明で農地の集積・集約化という形に変えられましたが意味合い的に集約とはどういうことを意味しますか。

〔小西事務局長〕 まず集積と集約の違いなのですが、集積の方はお一人の方が面積を増やしていかれるということですし、集約というのはばらばらにある土地をまとめていくということになっております。

〔柘田委員〕 具体的に、集約化ということは行政の仕事としてやるのか、個人がやるのかというものなのでしょうか。

〔小西事務局長〕 作り手さん側の立場に立っていくと、作りやすいということしていくと農地面積の拡大はなかなか個人では難しいところもあるのですが、地域の方でそういう組織を作っていくとなってくると増やしていけたらいいなど。個人でも認定農業者の方とかで面積を増やしたいという方が少なからずあります。そういう方は、面積を増やされたいですし、作り手の立場に立って出来るだけ近い距離に隣接した形である方がいいので、そういう集約をしていく、これは相対では中々難しいので地域の中での話合いで進めていただかないといけないと思っています。

〔柘田委員〕 政策的にスマート農業で、そのような機械化を現実にするためにはやはり集約化というのは行政が積極的に進めていかないといけない、効率の良い農作業が出来ないというのが現実としてあるわけです。これからは、スマート農業と農地の集約化というのが表裏一体というのではないかと思うのですが、行政が積極的に進めていかないとお題として上げていても進まないと思います。

〔小西事務局長〕 おっしゃるとおりだと思いますし、そういう形になるように行政の方も努力させていただいているということですが、今本当に厳しい状況ですのでなお一層力を入れていかなければいけないのかなと思っています。

ります。

〔田中委員〕 スマート農業を積極的に導入というところがありますが、これをするからには免許を取りに行かなければならないのではないのでしょうか。誰でもかれでもという訳にはいかないのではないのでしょうか。

〔吉田委員〕 免許はドローンだけだと思います。後はパソコンなどですので、今の状況で免許がどうのこうのということは無いと思います。今、私が取り組んでいるのは水管理システムと直進アシストの田植え機とトラクター、肥料の散布機、それはすきながら肥料が散布できて、それが手元で管理できるシステムです。どれだけ肥料をまいたか手元で分かります。まだ導入はしていませんが、3月中には導入して来春から使うようにしようと思っています。

〔藤井会長〕 今言っておられるのは、問題ないと思います。水管理とかに免許はいらないでしょうし。これからだと思います。

〔吉田委員〕 免許がいるのはドローンだけだと思います。

〔宮崎職務代理者〕 水管理はどうやってやっておられますか。回線とかをひくのか。

〔吉田委員〕 スマートホンでできる。

〔宮崎職務代理者〕 回線の必要がなく、手続もいならいことが分かった。

〔品川委員〕 水路の開閉ができるということでよいか。

〔吉田委員〕 そのとおり。

〔藤井会長〕 物資の移動にドローンを使われると必要になってくると思います。田中委員よろしいですか。

〔藤井会長〕 それでは、異議なしと認め、議案第24号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

[藤井会長] 議案第24号 令和元年度 農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書については承認します。

以上で、議事日程は全て終了しました。

議案書の最終のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しておりますので、何かあれば事務局へお願いします。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長

後井 忠

委 員

関野 措司

委 員

市田嘉則

記 録 者

小西 正樹